

法令解説

準備預金制度に関する法律 および準備預金制度に関する法律施行令

わが国における新しい通貨調節手段としての「準備預金制度」は、根拠法規である「準備預金制度に関する法律」が5月27日に公布、施行され、この法律に基く政令「準備預金制度に関する法律施行令」も6月6日に公布、施行されてこゝに発足することになった。

本稿はこの法律、政令の逐条解説を通じて「準備預金制度」の目的・組織・計算方法・罰則・報告など、その概要を紹介しようとするものである。

法律第135号（昭和32年5月27日）

準備預金制度に関する法律

政令第135号（昭和32年6月6日）

準備預金制度に関する法律施行令

内閣は、準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）第2条第1項、第3項及び第4項、第7条第2項、第8条第1項及び第2項並びに第9条の規定に基き、この政令を制定する。

（目的）

法第1条 この法律は、通貨調節手段としての準備預金制度を確立し、わが国の金融制度の整備を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（解説）

支払準備制度はこれを歴史的にみれば、当初は預金支払準備金の確保、預金者の保護を目的として設定せられ後に通貨調節手段へと転化したものである。諸外国の現状をみると、通貨調節手段としてこれを使用している国が圧倒的に多いが、預金者保護手段として使用している国もあり、前者でありながら後者の機能をも果していると考えられる国もある。わが国の場合もつぱら通貨調節手段として実施されるものであり、預金者保護的要素を加味しない。したがつて、名称も「支払準備制度」というのを避け「準備預金制度」とされた。

周知のように中央銀行の金融政策として最も代表的なものは、金利政策、公開市場操作、支払準備率操作の三者であるが、現在、主要諸外国の中

央銀行はおおむねこの3制度を具備している。わが国の場合、従来はこの最後の手段を欠いていたが、今回初めて3者がそろつたわけであり、これら3制度は各々その固有の機能を営むとともに、また相補完して通貨調節の効果を發揮することが期待される。

（定義）

法第2条 この法律において「指定金融機関」とは、銀行（銀行法（昭和2年法律第21号）第2条の規定による免許を受けた銀行をいう。）並びに長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行をいう。）、外国為替銀行（外国為替銀行法（昭和29年法律第67号）に規定する外国為替銀行をいう。）、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫のうち政令で定めるものをいう。

2. この法律において「法定準備預金額」とは、指定金融機関がこの法律の規定により保有しなければならない日本銀行に対する預け金の最低額をいう。

3. この法律において「準備率」とは、指定金融機関の預金（外貨預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期積金を含む。以下同じ。）の額に対する当該指定金融機関の法定準備預金額の比率をいう。

4. この法律において「定期性預金」とは、払戻について期限の定がある預金で政令で定めるもの及び定期積金をいう。

令第1条（指定金融機関） 準備預金制度に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める金融機関は、長期信用銀行及び外国為替銀行とする。

令第2条（指定金融機関の預金から除外する預金）

法第2条第3項に規定する政令で定める預金は、外貨預金とする。

令第3条（定期性預金） 法第2条第4項に規定する政令で定める預金は、払戻について期限の定がある預金でその払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から3月を経過した日以後に到来するものとする。

(解説)

この法律の適用を受ける金融機関すなわち「指定金融機関」は、まず「銀行」である。これは法律上当然「指定金融機関」となるもので、その範囲は「銀行法」に基く普通銀行（都市銀行12行および地方銀行65行）、信託銀行（6行）、在日外国銀行（14行）である。

「指定金融機関」の第2の範囲は長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫のうち、政令によつて指定されたもの、すなわち令第1条によつて指定された長期信用銀行（日本興業銀行、日本長期信用銀行、日本不動産銀行）、外国為替銀行（東京銀行）である。

相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫が指定されなかつたのは、これら金融機関を規制の対象としなくとも、差当つて通貨調節上差支ないと判断されたためである。

指定金融機関はその預金額の一定割合（「準備率」）額以上の現金を日本銀行に預入しなければならない。この額を「法定準備預金額」と云う。

準備預金の内容は日本銀行に対する預け金に限られる。諸外国の例を見ると、中央銀行に対する預け金のほか、手許現金を認めるところも若干あるが、大多数の国は前者のみに限定している。

指定金融機関の「預金」中、準備率の対象としては外貨預金が控除される。その理由は、現在のところ、外貨預金は国内における信用創造とは直接の関係を持たず、また外貨預金の相当部分を占める政府預金に対しては、政府が直接にコントロールを行つているからである。

また債券発行銀行の債券、信託銀行の金銭信託、

相互銀行の相互掛金、コール・マネーなどはいずれも預金に類似した点を持つが、この法律にいう「預金」には含まれない。

なお、この法律における「定期性預金」とは期限3か月以上の預貯金と定期積金である。

(日本銀行預け金の保有義務)

法第3条 指定金融機関は、日本銀行が次条の規定により準備率を定めた場合には、第7条第1項に規定する方法で計算した法定準備預金額以上の金額を、日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。

(準備率の設定、変更又は廃止)

法第4条 日本銀行は、通貨の調節を図るため必要があると認める場合には、準備率を設定し、変更し、又は廃止することができる。

2 前項の準備率は、100分の10をこえることができない。

3 日本銀行は、第1項の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

法第5条 日本銀行は、前条の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止する場合には、定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関別に設定し、変更し、又は廃止することができる。

(解説)

準備率を設定、変更または廃止する権限は日本銀行（政策委員会）が保有する。ここにおいて日本銀行（政策委員会）は公定歩合変更の権限、公開市場操作に関する権限とあわせ、最も代表的な通貨政策手段実施の権限を一應保有することになつたわけである。ただし準備率操作の権限だけは、その行使に當つて大蔵大臣の認可を必要とする。その理由は公定歩合の変更、公開市場操作がいずれも取引の形をとるのに対し、準備率の変更は金融機関に対して一方的に預金を強制するものであつて行政権の行使としての色彩が濃いので、これに対して大蔵大臣のある程度の監督が必要と考えられたからである。なお諸外国では最高限度の定めがない場合など1、2の例外を除き、準備率の変

更は政府の認可を要しないのが普通である。

準備率の最高限度は10パーセントであり、これを越えることはできない。また最低限度の定めはない。多くの国では最高限度とともに最低限度を設けているが、この最低限度は通貨調節よりも、むしろ預金者保護の意味を持つものと考えられるものであり、この準備預金制度はもっぱら通貨の調節を目的とするものという観点から最低限度は設けられなかつた。

準備率の設定、変更、廃止は指定金融機関全部に対し一率に行われるのを原則とするが、場合によつては、これに区別の付されることがある。すなわち、日本銀行はまず指定金融機関の預金を「定期性預金」(期限3か月以上のもの)と「その他の預金」とに分け、これに異なつた準備率を課すことができる。事実、多くの国ではこの区別を行い、要求払預金に対し定期性ないし貯蓄性預金よりも高い準備率を課している。これは預金者保護の観点に立てば、安定的な預金に対しては要求払預金よりも低い準備率で十分であり、また通貨調節の上からも信用膨脹期には要求払預金の増加は定期性預金よりも著しく大であるから、要求払預金の準備率を高くしておけば、信用膨脹抑制の効果が期待できるという理由によるものと考えられる。

また日本銀行は指定金融機関が政令によつて幾つかのグループに分けられた場合、そのグループに対して異なる準備率を課すことができる。具体的にいえば、(1)地域によって区分が行われる場合、たとえば、アメリカでは中央準備市(ニューヨーク、シカゴ)、準備市(ボストンほか9都市)、その他の地域という3区分、西ドイツでは州中央銀行本支店の所在地と非所在地との2区分が行われている。また(2)金融機関の規模によって区分が行われる場合、たとえば同じく西ドイツでは地域による区分の上に、更に金融機関の預金額の多寡による6区分が行われているなどの場合である。このほか中央銀行との取引の有無による区分も考えられるが、差当つては以上のいかなる区分も設けられない。

(公 告)

法第6条 第4条の規定による準備率の設定、変

更又は廃止は、日本銀行の公告によつて行う。

(解 説)

本条により日本銀行の行う公告は日本銀行定款の定めるところにより官報において行われる。

(法定準備預金額等の計算方法)

法第7条 指定金融機関の法定準備預金額は、当該指定金融機関のその月中の毎日(当日が休日のときは前日。以下次項において同じ。)の終業時の預金の残高にそれぞれその日における準備率を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに準備率が定められていない日があるときは、その日については、準備率を零として計算するものとする。

2 指定金融機関の第3条に規定する日本銀行に対する預け金の額は、その月の政令で定める日から起算して一月間の毎日の終業時における当該指定金融機関に係る日本銀行の預り金(政令で定めるものを除く。)の残高の合計額を、当該期間の日数で除して計算する。

令第4条 (日本銀行預け金の額の計算の起算日) 法第7条第2項に規定する政令で定める日は、その月の16日とする。

令第5条 (日本銀行預け金の額の計算上除外する預り金) 法第7条第2項に規定する政令で定める日本銀行の預り金は、指定金融機関(法第2条第1項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の内国為替取引に係る貸借の決済を行うための日本銀行の預り金とする。

(解 説)

準備率が決定された場合、指定金融機関は法定準備預金額以上の金額を、日本銀行に対する預け金として維持しなければならないが、その計算方法は次のようである。

まず法定準備預金額の計算は1か月を期間として行われる。すなわち、この金額はある月(A月)の毎日の終業時における預金残高(休日の場合は前日の残高)にその時の準備率を乗じて得た金額の合計額をその月の日数で除して算出される。

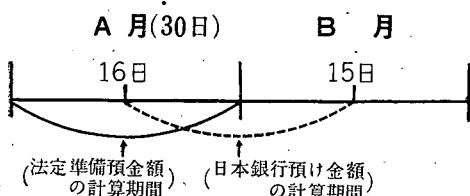
次に指定金融機関はこのようにして算出された法定準備預金額を、その月(A月)16日から翌月(B月)15日までの1か月間において日本銀行に対する預け金として維持しなければならない。ただし

この日本銀行に対する預け金額は毎日厳格に法定準備預金額を充たす必要はなく、1か月間の平均額において充たしていればよい。すなわち、日本銀行に対する預け金額の計算は、その月の16日から1か月間の毎日の終業時におけるその残高（休日の場合は前日の残高）の合計額をその期間の日数で除して行われ、この預け金額が法定準備預金額に達していればよいわけである。

法定準備預金としての日本銀行に対する預け金には特別の勘定は設けられず、一般的の金融機関預金口座に預入され、したがつて平均額において法定準備預金額を充たす限り手形交換戻の決済などの使用は自由である。

なお内国為替交換決済のための日本銀行に対する預け金は、法定準備預金としての預け金からは除外される。

法定準備預金額の計算期間と日本銀行に対する預け金額の計算期間との関係を図示すれば次の通りである。



このように二つの計算期間の間に15日間のズレがおかれたのは、金融機関の預金額はその集計にかなりの時間がかかり、したがつて、法定準備預金額もB月に入つてからでなくては最終的に確定しないため、B月に15日の期間をおくことにより、確定した法定準備預金額に応じて日本銀行預け金額の調整を可能ならしめるためである。

なお計算期間の途中において準備率が設定された場合、準備率が設定される前の日数は準備率を零として計算が行われる。たとえばA月の11日に仮に3パーセントの準備率が設定されたと想定した場合、その月の預金額が毎日100億円で推移したと仮定すれば、法定準備預金額は

$$100\text{億円} \times 0\% \times 10 + 100\text{億円} \times 3\% \times 20 = 2\text{億円}$$

となり、この銀行はA月16日からB月15日までの間の平均残高で2億円の日本銀行預け金を維持しなければならないわけである。

(預け金の額が不足する場合の措置)

法第8条 前条第2項の規定により計算した指定金融機関の日本銀行に対する預け金の額が同条第1項の規定により計算した当該指定金融機関の法定準備預金額に達しない場合には、当該指定金融機関は、その不足額について、当該法定準備預金額の計算の基礎となつた月の日数に応じ、その月の末日における日本銀行の商業手形についての割引歩合に日歩1錢を加えた歩合により計算した金額を、政令で定めるところにより、日本銀行に納付しなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により納付された金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

3 第1項の規定により日本銀行に納付された金額又は前項の規定により日本銀行が納付した金額は、日本銀行の法人税法（昭和22年法律第28号）による所得の計算上、それぞれ益金又は損金に算入しない。

令第6条 (預け金の額が不足する場合の納付金の手続) 指定金融機関は、法第8条第1項の規定により日本銀行に納付すべき金額があるときは、これを同項に規定する法定準備預金額の計算の基礎となつた月の翌翌月15日までに納付しなければならない。

2 日本銀行は、法第8条第2項の規定により政府に納付すべき金額を毎月取りまとめて、大蔵省令で定めるところにより、翌月15日までに納付しなければならない。

(解説)

指定金融機関の日本銀行預け金額が法定準備預金額に達しない場合、指定金融機関はその不足額に対し一定レートによる金額を一定期日までに日本銀行に納付しなければならない。日本銀行はこの金額を更に一定期日までに政府に納付しなければならない。

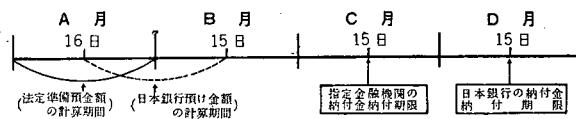
すなわち、日本銀行預け金平均残高が法定準備預金額を下回る場合、指定金融機関はその不足額に、法定準備預金の計算期間である月の日数を乗じた金額に対しその月の末日における日本銀行の商業手形割引歩合に日歩1錢を加えた利率により

計算した金額を、その月の翌々月15日までに日本銀行に納付しなければならない。日本銀行はこの金額を更にその翌月の15日までに政府に納付しなければならない。

たとえば先の例による法定準備預金額2億円に対し、日本銀行預け金平均残高が1億5千万円であつた場合の納付金額は次のようになる。(日本銀行商業手形割引歩合を日歩2銭3厘とする)

$$(200\text{百万円} - 150\text{百万円}) \times 30 \times (\text{日歩} 2\text{銭} 3\text{厘} + 1\text{銭}) = 495\text{千円}$$

また法定準備預金額の計算期間と納付金納付期日との関係を図示すれば次の通りである。



日本銀行がこの金額を受入れた場合、これは法人税法上の益金には算入されないし、また日本銀行がこの金額を政府に納付した場合、それは損金に算入されない。

(報告書の提出)

法第9条 指定金融機関は、政令で定めるところにより、その預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を日本銀行に提出しなければならない。

令第7条 (報告書の提出) 指定金融機関は、法第4条の規定により準備率が定められた場合には、日本銀行の定めるところにより、毎月分の預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を、翌月末日までに日本銀行に提出しなければならない。

2 日本銀行は、前項の定をしたときは、これを公告するとともに大蔵大臣に報告しなければならない。

(解説)

指定金融機関は、準備率が決定された後は、毎月分の預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を、翌月末日までに日本銀行に提出しなければならない。

報告書の様式および提出の手続は日本銀行が決定する。この場合、日本銀行はこれを官報によつて公告すると共に、大蔵大臣に報告しなければならない。

(政令への委任)

法第10条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

法附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 日本銀行法(昭和17年法律第67号)の一部を次のように改正する。
第13条ノ3第6号を次のように改める。
- 6 準備預金制度に関する法律第4条ノ規定ニ依ル準備率ノ設定、変更又ハ廃止
- 3 大蔵省設置法(昭和24年法律第144号)の一部を次のように改正する。

第4条中第58号を第59号とし、第38号から第57号までを1号ずつ繰り下げ、第37号の次に次の1号を加える。

38 準備預金制度の運用を監督すること。

第12条第1項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11 日本銀行の行う準備率の設定、変更又は廃止を認可すること。

第15条第2項中「第53号及び第54号」を「第54号及び第55号」に改める。

第16条第2項中「第55号から第57号」を「第56号から第58号」に改める。

第29条中「第41号」を「第42号」に改める。

令附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 大蔵省組織令(昭和27年政令第386号)の一部を次のように改正する。
第38条中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
- 4 日本銀行の行う準備率の設定、変更又は廃止を認可すること。